

第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策について

資料4

1. 家庭における食育の推進

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
子供の基本的な生活習慣の形成	朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子供の基本的な生活習慣の形成について、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、子供の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るために、学校、家庭、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰や、保護者向け啓発資料の作成等を始めとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により全国的な普及啓発を推進する。	文部科学省	優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰	・全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」運動等の中で、優れた活動に対して文部科学大臣表彰を、平成24年度より隔年で実施している。 また小学校低学年及びその保護者向けに早寝早起き朝ごはんに関するリーフレットを作成・配布している。
		厚生労働省	健康日本21(第二次)の推進	・生涯にわたって健康な生活習慣を継続できるよう、健康日本21(第二次)において「次世代の健康」に関する目標を掲げ、普及啓発を図っている。
		文部科学省	中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業	・家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究(中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業)を全国の8つの地方自治体で実施している。
望ましい食習慣や知識の習得	子供が実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、親子料理教室等食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。 また、学校を通じて、保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、各地域で実施している食育に関する保護者向けプログラムを始めとした様々な家庭教育に関する情報をホームページに掲載し、様々な学習機会等での活用を促す。	文部科学省	家庭教育に関する情報のホームページ掲載による周知	・家庭教育に関するヒント集として「家庭教育手帳」を文部科学省ホームページに掲載し、全国の教育委員会やPTA、子育て支援団体等における家庭教育に関する学習機会等での活用を促している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
妊産婦や乳幼児に関する栄養指導	低体重(やせ)の若い女性や低出生体重児の割合の増加等を踏まえ、妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子供の生涯にわたる健康づくりの基盤の確保は重要であることから、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、何をどれだけどのように食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針である「妊産婦のための食生活指針」の普及を進める。	厚生労働省	「健やか親子21(第2次)」の推進	・全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指し、引き続き、「健やか親子21(第2次)」の普及啓発を図っている。
	また、乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることを踏まえ、授乳・離乳の支援に関する基本的考え方やポイントを示した「授乳・離乳の支援ガイド」の普及を進めるなど、栄養指導の充実を図る。 さらに、平成27年度より開始し、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえ、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスの展開を推進する。	厚生労働省	平成27年度乳幼児栄養調査結果の公表	・授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活改善のための基礎資料として、全国の乳幼児の栄養方法や食事の状況などの実態を把握するため、乳幼児栄養調査を平成27年9月に実施し、平成28年8月に結果の概要を公表した。「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえ、当該調査において、社会経済的要因により子供の食物摂取に差がみられたことなどの結果を活用し、地方公共団体において引き続き、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスが展開されるよう、取組を促している。
子供・若者の育成支援における共食等の食育推進	様々な子供・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育についての理解を促進する。 特に、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育の推進を図る。	内閣府	「子供・若者育成支援強調月間」の実施	・毎年11月の「子供・若者育成支援強調月間」の実施要綱において、子供やその保護者の食に関する関心と理解が深まるよう食育を推進することや、共食の推進を位置づけ、その周知を図っている。
		農林水産省	「食育月間」実施要綱の制定	・「食育月間」実施要綱の中で重点的に普及啓発を図る事項の一つとして家庭における共食など食事等の場におけるコミュニケーションの促進、地域やコミュニティ等を通じた共食の機会を促進を掲げている。
「ゆう活」等のワーク・ライフ・バランス推進	「ゆう活」等の取組を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が推進されていることを踏まえた家庭における共食等の食育を推進する。	農林水産省	「ワークライフバランス推進強化月間」を踏まえた共食の推進	・共食にも資する「ゆう活」が国民運動として推進されていることを踏まえ、7、8月の「ワークライフバランス推進強化月間」の実施において、農水省職員に向けて、「ゆう活」による夕方の時間の有効活用として家庭や地域における共食をPRしている。

第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策について

2. 学校、保育所等における食育の推進

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食に関する指導の充実	学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進する。	文部科学省	学習指導要領を踏まえた食育の推進	・学習指導要領の食育に関する記述を踏まえた食育を推進している。
	栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員である。全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努める。	文部科学省	栄養教諭の配置促進	・栄養教諭を対象とした全国大会や研修会等において、関係者に栄養教諭の重要性やその取組の成果を普及啓発するとともに、各教育委員会に学校栄養職員の栄養教諭への配置促進を依頼している。
	学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解を持つことが必要である。このため、校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実するため、教材の作成等の取組を促進する。	文部科学省	教材の作成	・平成28年2月に様々な教科等に分散している食育に関する内容に関連付けて整理・体系化した「小学生用食育教材」を作成し、全国に配布した。同時に、この教材と同じ誌面に、活動の目標や指導上の留意点などを明記した指導者用資料も作成・配布した。これらの教材等の活用を促進している。
	また、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。	文部科学省	全体計画の作成の推進	・教職員向けの指導参考資料「食に関する指導の手引」等により、各学校において食育を推進するための「食に関する指導に係る全体計画」の作成等について推進している。
	さらに、地域の生産者団体等と連携し、学校教育を始めとする様々な機会を活用して、子供に対する農林漁業体験や食品の調理に関する体験等の機会を提供する。	農林水産省	農林漁業体験の促進	・農林水産省のホームページ等において、農林漁業体験スポットを紹介している。 ・地域における農林漁業体験機会の提供等の食育活動を支援している。
	加えて、効果的な食育の推進を図るために、各地域において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。	文部科学省	栄養教諭を中核とした食育の推進	・栄養教諭を中核として、家庭や地域と連携しながら食育の実践的な取組を行い、その成果を普及するモデル事業を実施している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
学校給食の充実	児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、中学校の給食を拡充させるとともに、十分な給食の時間の確保及び指導内容の充実を図る。また、各教科等の食に関する指導と関連づけた活用がされるよう献立内容の充実を図る。 さらに、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒の理解を深め、感謝の心を育むよう、市町村が中心となり、生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築する。また、引き続き米飯給食を着実に実施するとともに、児童生徒が多様な食に触れる機会にも配慮する。地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める給食の普及・定着等の取組を推進する。	文部科学省	学校給食と関連づけた食育の充実	・学校給食の実施状況を調査し、その充実を図るとともに、教職員向けの指導用参考資料や児童生徒向けの教材等により、学校給食と関連づけた食に関する指導の充実を図っている。
		文部科学省	地場産物等の活用及び伝統的な食文化の理解	・学校給食に求められる地産地消の推進、伝統的な食文化の継承などの社会的な課題解決に資するためのモデル事業を実施するとともに、教職員向けの指導参考資料や児童生徒向けの教材等を活用して地産地消の推進、伝統的な食文化の継承を推進している。
		農林水産省	米飯給食の着実な実施	・米飯給食の一層の取組を進めるため、①学校給食等における米飯や米粉パンなどの前年度からの利用増加分に対する政府備蓄米の無償交付、②学校給食における和食給食の推進とともに創意工夫の事例集の情報提供を行っている。
		農林水産省	学校給食における地場産物や国産食材の活用推進	・学校給食をはじめとした地場産物の利用拡大を目的とする「地産地消等メニューコンテスト」を実施している。 ・学校給食への地場産食材を安定供給する取組をはじめとした、地産地消を推進するためのコーディネーターを育成する取組への支援を実施している。 ・地域ぐるみでの学校給食等における地場産物の活用推進に向けた、①給食メニュー等の開発、②地場産物の生産量や需要量など互いのニーズを情報交換するための研修会の開催、③学校給食における新メニューの導入実証を支援している。
		農林水産省	和食給食の推進	・次世代を担う子供達に和食文化を継承するため、和食調理人が小中学校を訪問し、和食をテーマにした授業等に協力したり、和食の給食の提供を支援したりすることで和食給食の普及を図っている。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
	加えて、学校給食の一層の充実を図るため、関係各省と連携しながら、全国学校給食週間に係る取組の充実を図る。	農林水産省	国産水産物を活用した給食の推進	・「国産水産物流通促進事業」により、漁業者、加工業者、流通業者等が行う国産水産物を活用した学校給食向けの商品開発等による安定的な納入体制の構築を図る取組への支援を実施している。(27年度)URL: http://suisan-portal.jp/project/ ・「国産水産物流通促進事業」により、事業実施主体が ①小学校おさかな学習会等 ②都道府県の学校給食会と協力し、栄養教諭など給食関係者向けの水産物利用推進セミナーを開催している。(27年度)URL: http://suisan-portal.jp/project/
		文部科学省	全国学校給食週間の実施に係る通知発出による取組の推進	・全国の学校等に通知を発出し、全国学校給食週間に係る各種取組を推進している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食育を通じた健康状態の改善等の推進	栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒への指導において、やせや肥満が心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子供に対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進する。	文部科学省	望ましい食習慣の形成	・栄養教諭を中核として、家庭や地域と連携しながら食育の実践的な取組を行い、その成果を普及するモデル事業を実施するとともに、教職員向けの指導用参考資料や児童生徒向けの教材等により、望ましい食習慣の形成に向けた指導の充実を図っている。
就学前の子供に対する食育の推進	乳幼児期からの食育の重要性が増していることに鑑み、就学前の子供が、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、健康な生活を基本として望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等において、家庭や地域と連携しつつ、様々な食育を推進する。 その際、保育所にあつては「保育所保育指針」に、幼稚園にあつては「幼稚園教育要領」に、認定こども園にあつては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、食育を教育及び保育の一環として位置付けている。食育の指導に当たっては、施設長や園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等の協力の下に食育の計画を作成し、各施設において創意工夫を行うものとする。 また、特に保育所及び認定こども園にあつては、その人的・物的資源を生かし、在籍する子供及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関等と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。 取組を進めるにあつては、保育所にあつては、子供の発達段階に応じた食育の狙いや留意事項を整理し、「保育所における食育に関する指針」の普及を図り、その活用を促進するとともに、食を通じて、健康な心と体を育て、人と関わる力を養い、伝承されてきた文化の理解や郷土料理への関心、自然の恵みとしての食材や、調理する人への感謝の気持ちを育むよう努める。 具体的には、子供の発達段階に応じた食事の提供についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて、計画的に食事の提供、食育の実施が行えるよう努めるとともに、食に関わる保育環境について配慮する。 幼稚園においては、「先生や友達と食べることを楽しむ。」ことを指導する。その際、①幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わうこと、②様々な食べ物への興味や関心を持つようにすることなど、進んで食べようとする気持ちが育つよう配慮する。 さらに、幼保連携型認定こども園にあつては、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを有し、教育と保育を一体的に行う施設であることから、食育の実施に当たっては、保育所と幼稚園双方の取組を踏まえて推進することとする。	厚生労働省	「保育所保育指針」の改定及び周知	・第3次食育推進基本計画を踏まえ、「保育所保育指針」の改定を行っている。平成28年度中に告示し、周知を図り、平成30年度より施行予定である。
		厚生労働省	ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会の開催	・保育所をはじめとする児童福祉施設における食育の推進や栄養管理の改善などを目的とした「ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会」を開催している。
		文部科学省	「食育」に関する指導内容の周知・徹底	・食育に関する内容を含め幼稚園教育要領について周知・徹底を図っている。
		内閣府	「食育」に関する指導内容の周知・徹底	・食育に関する内容を含め幼保連携型認定こども園教育・保育要領について周知・徹底を図っている。 また、第3次食育推進基本計画を踏まえ同要領の改訂を行っている。平成28年度中に告示し、周知を図り、平成30年度より施行予定である。

第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策について

3. 地域における食育の推進

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
「食育ガイド」等の活用促進	「食育ガイド」や「食事バランスガイド」を通じて、一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じて国民への普及啓発に努める。	農林水産省	「食育ガイド」の普及啓発	・一人一人が自ら食生活の振り返りを行い、それぞれのライフステージに応じた食育の実践に向けた取組の最初の一步を促すための「食育ガイド」をホームページに掲載し、普及啓発を図っている。
		厚生労働省	「食事バランスガイド」の普及啓発	・地域の特性に応じた食環境の整備を促すため、「食事バランスガイド」をホームページに掲載し、普及啓発を図っている。
		農林水産省	「食事バランスガイド」の普及啓発	・「食事バランスガイド」の普及・活用を図るため、ホームページや地方農政局等が主催する食育に関する行事等において情報提供を行っている。
	また、国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上及び食料の安定供給の確保等を図るための指針として公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。	関係省庁	「食生活指針」の改定、普及啓発	・平成12年に決定・公表された「食生活指針」について、食育基本法の制定、「健康日本21（第二次）」の開始、「和食：日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録、第3次食育推進基本計画の作成等、近年の「食」をめぐる動きを踏まえて、平成28年6月に文部科学省、厚生労働省、農林水産省で「食生活指針」を改定し、都道府県等への通知やホームページでの掲載、健康づくりを推進する観点から普及啓発用スライドを作成する等、食生活改善のための普及啓発を行っている。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
健康寿命の延伸につながる食育推進	生活習慣病の予防及び改善につながる食育を推進するとともに、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした国民健康づくり運動(「健康日本21(第二次)」)等を通じて、健全な食生活、健康づくりのための身体活動の実践につながる取組を推進する。 特に、20歳以上の糖尿病が強く疑われる者及び可能性が否定できない者は約2,050万人と推計されていることから、生活習慣病の重症化予防も重要である。糖尿病については、ひとたび発症すると治癒することはなく、症状が進行すると腎臓の障害等の様々な合併症を引き起こし、生活の質を低下させることから、日頃より、適切な食事管理を中心とした取組を推進する。 また、減塩が血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させると考えられており、「日本人の食事摂取基準2015年版」においても高血圧予防の観点から、ナトリウム(食塩相当量)の目標量を、18歳以上の男性で8.0g/日未満、18歳以上の女性で7.0g/日未満と男女とも値を低めに変更した。これを踏まえ、引き続き、食塩摂取量の減少に向けた取組を推進する。 食育を通じて、生活習慣病の予防等や健康寿命の延伸を図るため、保健所、保健センター等において、管理栄養士が食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村等が行っている健康診断に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養等指導の充実を図る。 また、健全な食生活の実現に向けて、個人の行動に変化を促すための一環として、重要な役割を果たすことが期待されている栄養表示について、更なる普及啓発や認識醸成のための環境づくりを進める。	厚生労働省	糖尿病予防戦略事業	・糖尿病の発症予防及び重症化予防に向けて、「糖尿病予防戦略事業」を実施している。
		厚生労働省	健康日本21(第二次)の推進	・健康日本21(第二次)において「食塩摂取量の減少」を目標に掲げ、普及啓発を図っている。
		厚生労働省		・行政栄養士の業務指針(平成25年3月)により、行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の一層の推進を図っている。
		消費者庁	栄養成分表示に関する消費者教育	・栄養成分表示の活用に向け、消費者、事業者等に対し、消費者教育に活用できる資料を作成する等、普及啓発を行っている。
歯科保健活動における食育推進	健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要である。このため、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づき、摂食・嚥下等の口腔機能について、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯を通じてそれぞれの時期に応じた歯と口の健康づくりを通じた食育を推進する。 具体的には、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020(ハチマル・ニイマル)運動」や、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30(カミングサンマル)」の推進を通じて、各ライフステージに応じた食べ方の支援や食品の物性に応じた窒息や誤嚥防止を含めた食べ方の支援等、歯科保健分野からの食育を推進する。	厚生労働省	8020運動・口腔保健推進事業	・「8020運動」や「噛ミング30」の推進も含めた歯科口腔保健の推進のため、「8020運動・口腔保健推進事業」において都道府県における取組の支援を行っている。その中で、噛み応えのある料理などを用いた噛むことの大切さの教育や、食生活を支える歯・口腔の健康づくりについての講習会など、食育に関わる事業も実施している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進	高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。 ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等をわかりやすく周知する。 また、これらの推進に当たっては、年代、性別、就業や食生活の状況等に応じて国民の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施する。	農林水産省	日本型食生活の実践の推進	・地域の関係者が連携して取り組む日本型食生活の推進等や地域食文化の継承等の食育活動を支援している。
	さらに、健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」の推進に資するメニューや商品に関する消費者への情報提供等の取組を促進する。	農林水産省	食育に取り組む民間団体の取組支援	・食育に取り組む民間団体を対象とした優良な取組事例の共有や参加者による情報交換を行うセミナーを開催している。
	こうした「日本型食生活」の実践に係る取組とあわせて、学校教育を始めとする様々な機会を活用した、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進し、食や農林水産業への国民の理解を増進する。	農林水産省	農林漁業体験の促進	・農林水産省ホームページ等において、農林漁業体験スポットを紹介している。 ・地域における農林漁業体験機会の提供等の食育活動を支援している。
貧困の状況にある子供に対する食育推進	「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)に基づき、子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行う。	厚生労働省	子どもの生活・学習支援事業	・放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親の家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援している。
	また、ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う。	内閣府	子供の未来応援基金による支援	・国民から子供の未来応援基金へと広く寄付を募り、民間資金の特性を活かし、貧困の状況にある子供たちに衣食住など生活の支援を行うNPO等を含め、子供の貧困対策に資する活動を支援していく。
	さらに、子供の未来応援国民運動において、民間資金による基金の活用等を通じて、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行うNPO等に対して支援等を行う。		農林水産省	・貧困の状況にある子供たちに対する食育の観点での支援に関する事例について、他地域での展開の参考になるような情報提供を行っている。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
若い世代に対する食育推進	健康や栄養に配慮した食生活の実践等、若い世代はその他の世代よりも課題が多く、男性はよりその傾向が強い。 このような状況を踏まえ、若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、マスコミやインターネット、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等を通じて、若い世代にとって効果的に情報を提供するとともに、地域等での共食によるコミュニケーションを通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進する。	厚生労働省	健康日本21(第二次)の推進	・健康日本21(第二次)において「栄養・食生活」に関する目標に掲げ、普及啓発を図っている。
		農林水産省	若い世代に対する共食の推進	・様々な媒体を活用し、若い世代を意識した共食の推進に関する情報提供を行っている。 (参考) 平成28年度は、特に共食をテーマにしたアニメーションとのタイアップを実施することにより、若い世代に向け共食の楽しさ・大切さについて情報発信した。
		農林水産省	地域における食育活動への支援	・地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承等の食育活動を支援している。
高齢者に対する食育推進	高齢者では、咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う摂取量の低下等が存在するため、「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書においては、低栄養と関連の深い虚弱の予防にも配慮し、高齢者(70歳以上)の目標とする体格指数(BMI)の範囲を提示したところである。 健康寿命の延伸に向けて、高齢者に対する食育推進においては、個々の高齢者の特性に応じて生活の質(QOL)の向上が図られるように食育を推進する必要がある。また、増大する在宅療養者に対する食事支援等、地域における栄養ケアサービスの需要増大に対応できるよう、管理栄養士の人材確保等に取り組む。 加えて、高齢者の低栄養の問題に対応する「新しい介護食品(スマイルケア食)」の普及を図る。 さらに、高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流も含めた地域ぐるみの様々な取組が促進されるよう、優良事例の紹介等の情報提供を行う。	厚生労働省	「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方検討会」の開催	・配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、地域高齢者の健康支援を推進する配食に係る栄養管理の在り方について検討を進めている。
		厚生労働省	栄養ケア活動支援整備事業	・増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援に対応するため管理栄養士・栄養士の人材を確保できるよう、公益法人等民間の取組の促進・整備を行っている。
		農林水産省	研修会等の開催	・補助事業において、スマイルケア食の普及に関して影響を与える関係者等に対し研修会を開催している。
		農林水産省	高齢者の孤食に対応した優良事例の紹介等	・高齢者のコミュニケーションの充実等につながる共食に関する優良事例について情報収集し、これを他地域での展開の参考になるよう情報提供を行っている。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食品関連事業者等における食育推進	食品関連事業者等は、様々な体験活動の機会の提供や健康に配慮した商品やメニューの提供等に、「生活習慣病その他の健康増進を目的として提供する食事について(目安)」等も活用しつつ、積極的に取り組むよう努める。	厚生労働省	健康日本21(第二次)の推進	・健康日本21(第二次)において「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加」を目標として掲げ、普及啓発を図っている。
	また、健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品関連事業者等においては、健康に配慮した商品やメニューの提供を行う際、減塩に関する取組等を行うとともに、消費者に対して、商品やメニュー等食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等多様な取組を推進する。 さらに、職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養、食生活等に関する情報提供がなされるよう努める。 これらの活動を支援するため、国及び地方公共団体において必要な情報提供等を行う。	農林水産省	農林漁業体験スポット等の紹介	・ホームページ等において、全国の食品関連事業者等の工場・市場見学や農林漁業体験スポットを紹介している。
専門的知識を有する人材の養成・活用	国民一人一人が食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするため、食育に関し専門知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師等の養成を図るとともに、食育の推進に向けてその多面的な活動が推進されるよう取り組む。 また、地域において、食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図る。 あわせて、食生活に関する生活習慣と疾患の関連等、医学教育の充実を推進するとともに、適切な食事指導やライフステージに応じた食育の推進等、歯学教育の充実を図る。	厚生労働省	管理栄養士国家試験の実施、管理栄養士免許の交付	・管理栄養士・栄養士について、平成28年4月1日現在、栄養士養成施設は161校、管理栄養士養成施設数は140校であり、平成27年度は栄養士免許約1万9千件(累計交付数約102万件)、管理栄養士免許約1万1千件(累計交付数約21万件)を交付した。 ・専門調理師・調理師について、平成28年4月1日現在、調理師養成施設は276校であり、平成27年度は専門調理師の認定証書を約600件(累計交付数約3万7千件)、調理師免許を約3万8千件(累計交付数約371万件)を交付した。
		文部科学省	食育に関する教育の充実に係る要請	・「第3次食育推進基本計画」に基づく積極的な取組を全国医学部長・病院長会議(平成28年5月)及び歯科大学長・歯学部長会議(平成28年7月)等において要請している。

第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策について

4. 食育推進運動の展開

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食育に関する国民の理解増進	食をめぐる諸課題や食育の意義・必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図り、全国において継続的に食育推進運動を展開する。 また、年代、性別、就業や食生活の状況等に応じて国民の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施するとともに、地方公共団体、関係団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育関係者による国民の多様なニーズに対応した取組を支援する。 その際、世代区分、その置かれた生活環境や健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体等を通じて提供される食に関する様々な情報についてこれに過剰に反応することなく、国内外の科学的知見や伝統的な知恵に基づき、的確な判断をすることが重要であるとの認識が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組むこととする。	農林水産省	食育の理解を深めるための情報提供	・ホームページや政府広報において広く国民の食育への理解を深めるための情報提供を行っている。
		環境省	継続的な食育推進運動の展開	・3R推進全国大会の開催や、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業を実施し、継続的な食育推進運動を展開している。
		内閣府	科学的な知見に基づく情報の提供	・科学的な知見に基づく食品の安全性に関する情報を、食品安全委員会のホームページ、季刊誌、メールマガジン、フェイスブック等様々な広報媒体で提供している。
		農林水産省	地域における食育活動への支援	・地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承や和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供等の食育活動を支援している。
		農林水産省	「知」の集積と活用 の場による革新的 技術創造促進事 業(異分野融合共 同研究(日本食))	・医学・栄養学との連携による科学的エビデンスに基づいた日本食の評価等に関する研究開発を実施している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
ボランティア活動等 民間の取組への支 援、表彰等	食育を国民に適切に浸透させていくために、国民の生活に密着した活動を行っているボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援する。 その際、食生活改善推進員を始め、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動を、学校等との連携にも配慮して促進する。 また、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の民間等の食育関係者が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、民間等の食育活動に対する表彰を行う。	厚生労働省	健康日本21(第二次)の推進	・健康日本21(第二次)において「健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加」を目標に掲げ、普及啓発を図っている。 ・一般財団法人日本食生活協会は食生活改善推進員による地域の食育推進活動として、幼少期からの食教育、男性の自立支援のための食育活動、若者・働き世代向けに食事バランスと減塩の普及、壮年・高齢世代に生活習慣病予防や高齢者の低栄養予防のための普及に取り組んでいる。
		農林水産省	「食育推進ボランティア表彰」「食育活動表彰」	・他の地域においても参考となり得るような若い世代の食生活の改善を対象としたボランティアについて、「食育推進ボランティア表彰」を実施した。受賞団体(者)は、6月の食育推進全国大会において大臣から表彰を行った。29年度からは国民運動として食育を推進していくため教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の民間等の食育関係者に対象を拡大した「食育活動表彰」を実施することとしている。
			地域における食育を推進するリーダーの育成	・地域で食育を推進するリーダー育成等の食育活動を支援している。
食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立	食育推進運動の展開に当たっては、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者による主体的な取組を促すとともに、国や地方公共団体も含めた関係者による広範かつ横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施する。 また、国民にとって身近な地域において、食育の推進が図られるよう、地方公共団体を中心とした協働体制の構築等を推進する。	農林水産省	「食育月間」実施要綱の制定	・国、地方公共団体、民間団体等の関係者が共通認識を持ち、一体的な取組を展開する観点から、「食育月間」実施要綱を定め、その周知を図っている。
		農林水産省	自治体における食育推進計画作成の推進	・多様な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有しながら、それぞれの特性を活かして連携・協働し、地域が一体となって食育を実効的に進めていくため、都道府県及び市町村における食育推進計画の作成及び改定を推進している。
		環境省	3R推進全国大会	・国民・事業者・行政が一堂に会し、3Rの取組や廃棄物問題に関するそれぞれの知識、経験を共有するとともに、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供するため、毎年、3R推進全国大会を開催している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食育月間及び食育の日の設定・実施	毎年6月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。 特に、「食育月間」中、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、全国規模の中核的行事を毎年開催して、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施する。 「食育月間」の実施に当たって、食育推進を担当する大臣は、同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱を予め定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表する。 また、一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と定め、「家族そろって食卓を囲む」など実践的なものになるよう十分配慮しつつ取り組む。	農林水産省	食育推進全国大会の開催	・「食育月間」における全国規模の中核的行事として、毎年食育推進全国大会を開催している。 (参考) 平成28年度は、農林水産省、福島県、第11回食育推進全国大会福島県実行委員会の共催により6月11日、12日に郡山市において開催し、約26,200人(関連イベントを含む)の来場者があった。平成29年度は、農林水産省、岡山市の共催により、岡山市において6月30日、7月1日に開催予定である。
		農林水産省	「食育月間」の取組	・「消費者の部屋」において、食育に関する民間の取組を紹介する特別展示やセミナー等を実施している。 (参考) 28年度は乳和食のデモンストレーションや塩分1/2みそ汁の試食、農業女子PJメンバーによる食育セミナーやワークショップなどを実施した。
		法務省	「食育月間」における食育の推進	・「食育月間」における食育の推進について、大臣官房秘書課長名で所管各庁の長宛てに通知し、その周知を図っている。
		文部科学省	「食育月間」に係る通知発出による取組の推進	・全国の学校等に通知を発出し、食育月間における食育の取組を推進している。
		農林水産省	「食育月間」実施要綱の制定	・国、地方公共団体、民間団体等の関係者が共通認識を持ち、一体的な取組を展開する観点から、「食育月間」実施要綱を定め、その周知を図っている。
		農林水産省	「食育の日」の推進	・食育月間の実施要綱において、毎月19日の「食育の日」の普及啓発を行うこと、ご家族やご近所の方々など、地域ぐるみでの食を通じたコミュニケーションを呼びかけることを位置づけ、その周知を図っている。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食育推進運動に資する情報の提供	様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として、全国各地において食育推進運動を促進するため、食育を推進して成果を挙げている地域の事例や手法を収集し、広く情報提供する。	農林水産省	全国各地で実施されている優良事例の紹介等	・全国各地で実施されている効果的な食育推進の事例や手法について情報収集し、これを他地域での展開の参考になるよう、食育推進のホームページや各啓発媒体において広く事例の情報提供を行っている。
	また、スマート・ライフ・プロジェクトにおいて、生活習慣病予防の啓発活動や、健康寿命を延ばすことを目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰する。	環境省	学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業	・学校給食からの食品ロスの削減・リサイクルのモデル的な取組を行う市町村を支援している。
		厚生労働省	健康寿命をのばそう！アワード(生活習慣病予防分野)	・国民の生活習慣を改善し、健康寿命をのばすための運動「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ(適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診)を中心に、従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組等をしている企業、団体、自治体の表彰を行っている。
		農林水産省	国産農林水産物の消費拡大に向けた取組	・「フード・アクション・ニッポン」の取組に賛同する企業・団体のネットワークを活用し、企業・団体等が実施する食育や地産地消の活動をセミナー等で紹介することにより、取組の横展開を図っている。

第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策について

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
農林漁業者等による食育の推進	農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることなどに関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者等は、学校、保育所等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。 これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。	農林水産省	農林漁業体験機会の提供	・農水省のホームページ等において農林漁業体験スポットを紹介している。 ・地域における農林漁業体験機会の提供等の食育活動を支援している。
子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供	子供を中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深める必要があることから、農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。	関係省庁	子ども農山漁村交流プロジェクト	・文部科学省、農林水産省、総務省が連携して、子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の実施を通じ食育に資する取組を推進している。 ・総務省においては地方公共団体の取組に対して、特別交付税による支援を実施している。 ・文部科学省においては送り手側(学校)に対して、児童生徒の健全育成を目的とした宿泊を伴う体験活動に係る経費を支援している。 ・農林水産省においては受入側(農山漁村)に対して、受入体制の整備や関係施設の整備に関する支援を実施している。
		農林水産省	農林漁業体験機会の提供	・農林水産省のホームページ等において農林漁業体験スポットを紹介している。 ・地域における農林漁業体験機会の提供等の食育活動を支援している。
都市と農山漁村の共生・対流の促進	グリーン・ツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進する。	農林水産省	都市と農山漁村の共生・対流の促進	・農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用したグリーン・ツーリズム、幅広い世代を対象とした体験教育など、都市と農山漁村との共生・対流等に資する取組を推進している。
		観光庁	地域資源を活用した観光地魅力創造事業	・豊かな農山漁村、魅力ある食文化、美しい自然等の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の施策を一体的に支援することにより、観光地域づくりを推進している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
農山漁村の維持・活性化	農林水産業や人々の生活の場である農山漁村は、食育を進める上で重要な役割を果たしており、人口減少社会を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくり、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化を通じ、地域の維持・活性化を図る取組を推進する。	農林水産省	農山漁村地域の活性化の推進	・地域住民が主体となった地域の活動計画づくりや地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を支援している。
地産地消の推進	直売所等における地域の農林水産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進するとともに、学校給食等における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築し、地域の農林水産物の利用拡大を図る。また、地域ぐるみでの取組を推進するため、地域における関係者の連携の場等の設置、地域の戦略等の策定を推進する。 また、国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を展開し、地元でとれる食材の食事への活用等について国民への普及・啓発等を行う。 さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）制度の活用等により、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料や飼料を利用して生産された農林水産物の地域での利用を推進する。	農林水産省	国産農林水産物の消費拡大に向けた取組	・関係者が一体となって、直売所の売上向上に向け、学校給食等における地場産食材の利用や地場産物活用した加工品・メニュー開発に取り組む地域を支援している。 ・学校給食・社員食堂・外食・弁当等における地場産物の利用拡大を目的とする「地産地消等メニューコンテスト」や、企業・法人等における地産地消の取組や国産農林水産物・食品の利用拡大に向けた取組について、優れた活動を表彰をする「地産地消等優良活動表彰」を実施している。 ・学校給食への地場産食材を安定供給する取組をはじめとした、地産地消を推進するためのコーディネーターを育成する取組への支援を実施している。 ・「フード・アクション・ニッポン」の取組に賛同する企業・団体のネットワークを活用し、企業・団体等が実施する食育や地産地消の活動をセミナー等で紹介することにより、取組の横展開を図っている。
		農林水産省	食品リサイクル・ループの推進	・食品関連事業者を対象とした研修会等を通じて制度を普及している。 ・食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者が連携して食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液の肥料利用を行うための取組を支援している。
		環境省	食品リサイクル推進マッチングセミナー	・地域の多様な食品リサイクル・食品リサイクルループの取組の形成を促すため、食品リサイクルに関わる事業者（食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等）及び地方公共団体の方々を対象にセミナーを開催している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食品ロス削減を目指した国民運動の展開	2015年の国連報告によると、世界では約8億人の人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる。その一方で、我が国では世界全体の食料援助量である約320万トン大きく上回る約642万トンの食品ロスが発生している。 このような世界的な食糧問題の改善には、食品ロス削減の取組が不可欠である。このため、食品ロス削減関係省庁等連絡会議の下、関係省庁等が連携し、食品ロスの実態及び関係省庁等における取組等を情報交換するとともに、個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難しい商習慣の見直しや、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚の形成等を実施するため、「もったいない」という精神で、食品ロス削減に関わる国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携し、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開する。	消費者庁	食品ロス削減に向けた普及啓発	・平成28年9月26日に「第5回食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を開催し、各省庁の食品ロス削減に関する取組状況等の情報共有を行った。 ・平成28年10月28日に、農林水産省、環境省とともに「もったいないを見直そう～食品ロス削減シンポジウム～」を開催し、取組事例の紹介やパネルディスカッションを通じて、食品ロス削減への普及啓発を行う。 また、消費者庁ホームページで、自治体等で開催する食品ロス削減に関連するイベント及び講習会等を紹介するとともに、啓発パンフレットを作成し、消費者庁ホームページへの掲載や、自治体や消費者団体等へ配布している。
		文部科学省	学校における食品ロス削減	・学校給食に求められる食品ロスの削減などの社会的な課題解決に資するためのモデル事業を実施するとともに、教職員向けの指導用参考資料や児童生徒向けの教材等を活用して食品ロス削減を推進している。
		農林水産省	食品ロス削減に向けた商慣習見直しの促進	・商慣習検討ワーキングチームにおける検討を踏まえた取組事例を整理・分析し、食品事業者向けの研修会を開催している。 ・主要な小売企業との意見交換等を通じた納品期限緩和を促進している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
バイオマス利用と食 品リサイクルの推進	地域で発生・排出されるバイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、「バイオマス活用推進基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づき、バイオマスの活用に必要な基盤の整備、農山漁村の6次産業化等によるバイオマス製品等を供給する事業の創出、研究開発等を促進することにより、バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の有効活用を図る。 また、食品リサイクルについて、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の関係主体の連携の強化を通じて、特に取組の少ない地域を中心に食品リサイクルの取組を促進する。 加えて、食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の必要性等を普及啓発するため、ホームページ等を通じた情報提供を実施する。 さらに、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施するとともに、必要な取組を進める。	農林水産省	新たな「バイオマス活用推進基本計画」を踏まえたバイオマス活用の推進	・新たな「バイオマス活用推進基本計画」を踏まえて、引き続き、地域の実情に応じて飼料や肥料等への再生利用を推進する。
		農林水産省	食品リサイクルの推進	・食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者が連携して食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液の肥料利用を行うための取組を支援している。 ・ホームページ等を通じた食品リサイクル制度に関する情報を発信している。
		環境省	【再掲】食品リサイクル推進マッチングセミナー	・地域の多様な食品リサイクル・食品リサイクルループの取組の形成を促すため、食品リサイクルに関わる事業者(食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等)及び地方公共団体を対象にセミナーを開催している。
		農林水産省	食品リサイクルの推進	・食品リサイクル法に基づく定期報告等による食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の実施状況の把握している。
		環境省	地域力を活かした食品ロス削減等促進事業	・食品ロス・リサイクルに係る市町村の取組状況の実態調査を実施するとともに、市町村における、家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握を支援している。

第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策について

6. 食文化の継承のための活動への支援等

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
ボランティア活動等における取組	食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図る。	厚生労働省	健康日本21(第二次)の推進	・健康日本21(第二次)において「健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加」を目標を掲げ、普及啓発を図っている。
		農林水産省	地域における食育を推進するリーダーの育成	・地域で食育を推進するリーダー育成等の食育活動を支援している。
学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用	我が国の伝統的な食文化について子供が早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導に活用されるよう促進する。 また、「和食給食応援団」のように料理人が地元産の農産物等を使用した和食給食の献立の開発や和食の調理指導等を行い、児童と一緒に給食を食べながら食文化の大切さを伝えていく取組を通じて、「和食」の継承を推進する。 さらに、地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組を促進し、我が国の伝統ある優れた食文化の継承を推進するとともに、全国各地で開催する行事等において、我が国の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、多くの国民がこれらに触れる機会を提供する。 その一環として、毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理や伝統料理、その歴史等を全国に発信する。	文部科学省	学校における伝統的な食文化の継承	・学校給食に求められる伝統的な食文化の継承などの社会的な課題解決に資するためのモデル事業を実施するとともに、教職員向けの指導用参考資料や児童生徒向けの教材等を活用して伝統的な食文化の継承を推進している。
		農林水産省	和食給食の推進	・次世代を担う子供達に和食文化を継承するため、和食料理人が小中学校を訪問し、和食をテーマにした授業等に協力したり、和食の給食の提供を支援したりすることで和食給食の普及を図っている。
		文部科学省	国民文化祭の開催	・全国各地で国民が行っている各種の文化活動を全国規模で発表し交流する場を提供しており、この中で地域の食文化の紹介や発信を行っている。
専門調理師等の活用における取組	我が国の食事作法や伝統的な行事等、豊かな食文化を醸成するため、高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。	厚生労働省		・公益社団法人全日本司厨士協会は、料理教室の開催や人材育成など通して総合的な食育の推進・普及を図っている。 ・公益社団法人日本調理師会では、料理コンテストの開催等を通して、伝統料理の伝承等について普及啓発を図っている。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組	「和食」：日本人の伝統的な食文化に関する国民の関心と理解が深まるよう、学校給食や家庭における食べ方や作法も含めた「和食」の提供機会の拡大、「和食」の継承に向けた地域における食育活動、和室等を活用した和の文化の一体的な魅力発信、「和食」の栄養バランスの健康への寄与等に関する科学的解明とその普及等を推進することにより「和食」の保護・継承を図る。また、「和食」の保護・継承に当たっては、ユネスコの登録に際して示した、保護措置に責任を持つ組織である「一般社団法人和食文化国民会議」を始め、食育に関わる国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、ボランティア等、多様な関係者が密接に連携し、産学官一体となって効果的に進める。 特に、継承に課題のある若い世代については、若い世代への「和食」の継承を進めることで、家庭の共食の中で「和食」の料理や味、食べ方・作法等が親から子供へ受け継がれていくように取組を進める。	農林水産省	子育て・若者世代への和食文化普及推進	・食習慣を変えることに抵抗感が少ない子育て世代を対象として和食文化に慣れ親しむための普及活動を実施している。また、若者世代を対象として、食生活に「和食」を取り入れてもらうための普及活動を実施している。
		農林水産省	和食文化の情報発信	・メディア等と連携した「和食」の魅力等を効果的に発信して、保護・継承に向けた機運の醸成を図っている。
地域の食文化の魅力を再発見する取組	郷土料理や伝統野菜を始めとする伝統食材等の魅力の再発見や日本型食生活の実践を促すため、地域における地方公共団体、農林漁業者、食品関連事業者等が連携した食育活動を推進する。	農林水産省	地域における食育活動への支援	・地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承や和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供等の食育活動を支援している。
関連情報の収集と発信	食育推進運動の一環として全国各地の事例や手法を収集・発信するに当たり、食文化の普及啓発に係る取組についても積極的に取り上げ、食文化の継承に向けた機運の醸成を図る。	農林水産省	地域の伝統的な食文化の事例の収集・普及	・地域の伝統的な食文化の保護・継承に取り組む団体等の優良事例を収集・発信し、各地域における食文化の保護・継承活動の推進を図っている。
		農林水産省	食文化の継承にかかる優良事例の紹介等	・食文化の継承にかかる優良事例について情報収集し、これを他地域での展開の参考になるよう情報提供を行っている。

第3次食育推進基本計画の実施を推進する施策について

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の促進

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
生涯を通じた国民の取組の提示	国は、子供から高齢者まで、生涯を通じた食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」を活用するとともに、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。	農林水産省	「食育ガイド」の活用	・一人一人が自ら食生活の振り返りを行い、それぞれのライフステージに応じた食育の実践に向けた取組の最初の一步を促すための「食育ガイド」をホームページに掲載し、普及啓発を図っている。
基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供	食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究及び分析を行うとともに、その成果を広く公表し、関係者の活用に資する。 また、食育に関する関心と理解を深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。	文部科学省	日本食品標準成分表の作製・公表	・食品成分に関する唯一の公的な基礎データである「日本食品標準成分表」について、食品数の充実やそのデータベースの改善を進めている。
		厚生労働省	国民健康・栄養調査の実施、結果の公表	・国民の食生活の実態等について、「国民健康・栄養調査」を実施し、調査結果を公表している。
			【再掲】平成27年度乳幼児栄養調査結果の公表	・授乳・離乳の支援、乳幼児の食生活改善のための基礎資料として、全国の乳幼児の栄養方法や食事の状況などの実態を把握するため、乳幼児栄養調査を平成27年9月に実施し、平成28年8月に結果の概要を公表した。「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、当該調査において、社会経済的要因により子供の食物摂取に差がみられたことなどの結果を活用し、地方公共団体において引き続き、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスが展開されるよう、取組を促している。
		農林水産省	「食育に関する意識調査」等の実施	・食をめぐる国民の意識とその実践の現状を調査するため、「食育に関する意識調査」及び「食生活及び農林漁業体験に関する調査」を実施し、調査結果を公表している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
リスクコミュニケーションの充実	国、地方公共団体、各種団体が連携しつつ、食品の安全性についてのリスクコミュニケーションを積極的に実施する。 特に、国民の関心の高いテーマについては、科学的知見に基づいた正確な情報提供によって、消費者を始めとする関係者間での意見交換会を開催し、理解の増進に努める。	関係府 省庁	リスクコミュニケーションの推進の取組	・各種会合や資料を公開するほか、意見交換会の開催、意見・情報の募集、ホームページ、メールマガジン、SNS等による情報発信等を行っている。
		内閣府	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	・食品安全委員会は、委員会が行うリスク評価結果の理解促進等のため、様々なテーマを取り上げ、地方公共団体とも連携して意見交換会を開催。また、国民の関心の高いテーマについては、一般消費者を対象とした説明会を開催している。
		消費者 庁	リスクコミュニケーションの推進の取組	・関係府省及び地方公共団体等と連携し、全国の消費者が自らの判断により適切な消費を実行できるよう、食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施と正確な情報発信に努めている。
		厚生労働省	食品に関する情報提供や意見交換会の推進	・関係府省や地方自治体と連携した意見交換会のほか、ホームページやSNS、パンフレット等様々な媒体を活用した情報提供及び情報発信を推進している。
		農林水産省	リスクコミュニケーションの推進の取組	・本省及び地方農政局等において、消費者との懇談会、消費者や事業者との意見交換会等の開催を通じて、食品の安全確保や動植物の防疫のテーマ等について積極的な情報提供に努めている。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組府省庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食品の安全性や栄養等に関する情報提供	国民が健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報について、国民が十分に理解し活用できるよう考慮しつつ、国民にとってわかりやすく入手しやすい形で情報提供する。 地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組を支援する。	内閣府	食品の安全性に関するわかりやすい情報の提供及び地域の取組への支援	・食品安全委員会のリスク評価結果、実生活に役立つような食品安全に関する知識、社会的に注目されているような事案についての解説を、委員会のホームページ、季刊誌、メールマガジン、フェイスブック、ブログ等様々な広報媒体でわかりやすく提供。また、地方公共団体等の各種行事へ講師を派遣している。
		消費者庁	食品の安全性や栄養等に関する情報提供の取組	・消費者が自らの判断により適切な消費を実行できるよう、ホームページやSNS等で食品安全に関する正確な情報提供を行っている。また、地方公共団体や消費者団体等の要望に応じ、食品安全に関する意見交換会等の取組を支援している。
		厚生労働省	食品に関する情報提供や意見交換会の推進	・関係府省や地方自治体と連携した意見交換会のほか、ホームページやSNS、パンフレット等様々な媒体を活用した情報提供及び情報発信を推進している。
		農林水産省	食品の安全性に関する情報提供の取組	・消費者が健全な食生活を送るには、食品の安全性についての正しい知識を持ち、適切に食品を選び、取り扱うことが重要であるとの観点から、ホームページやセミナー等による情報提供を行っている。
	また、平成24年7月に作成・公表した「健康日本21(第二次)」による健康づくり運動として、国内外の科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。	厚生労働省	健康日本21(第二次)分析評価事業	・健康日本21(第二次)に関する目標項目について現状値の更新やグラフ化を行い、国民健康・栄養調査における主要なデータの経年変化や都道府県別の状況等について整理し、ホームページに掲載する等必要な情報の普及啓発を図っている。
		文部科学省	日本食品標準成分表の作製・公表	・食品成分に関する唯一の公的な基礎データである「日本食品標準成分表」について、食品数の充実やそのデータベースを改善することにより、国民に対する食品の健康・安全に関する情報提供を進める。
	さらに、摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「食事摂取基準」を定期的に作成・公表し、その活用を促進するとともに、食品成分の基礎データを収載した「日本食品標準成分表」の充実を図り、幅広く提供する。	厚生労働省	日本人の食事摂取基準の策定、普及啓発	・食事摂取基準を策定し5年ごとに改定しており、引き続き普及啓発を行っている。
		厚生労働省	国民健康・栄養調査の実施、結果の公表	・国民健康・栄養調査を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、毎年、調査結果を公表している。
	また、国民健康・栄養調査を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用するとともに、肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、関係府省や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表する。 農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施し、公表する。	農林水産省	統計調査の実施	・農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施し、食育推進の基礎的なデータとして公表している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食品表示の適正化の推進	食品表示に関する規定を一元化した食品表示法(平成25年法律第70号)の下、食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)も踏まえ、食品表示の適正化に取り組む。	消費者庁	新たな食品表示制度の普及啓発	・食品表示法に基づく新たな食品表示制度を適正に運用するとともに、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解増進を図っている。また、「総合的なTPP関連政策大綱」に位置付けられた加工食品の原料原産地表示等の個別課題については、順次検討を行っている。
	また、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。	農林水産省		・地方農政局等が行う巡回調査のほか、食品表示110番に寄せられた不適正表示に関する情報や、産地判別等の科学的分析手法を活用し、食品関連事業者に対する立入検査を実施し、不適正な表示を確認した場合には、改善のための指示・公表や指導を行っている。
	さらに、新たに創設した機能性表示食品を始めとした食品の機能性等を表示する制度について、消費者、事業者等の十分な理解増進を図る。	消費者庁	食品の機能性等を表示する制度の普及啓発	・食品の機能性等を表示する制度については、各制度の違いを含め、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発を行い、理解増進を図っている。
地方公共団体等における取組の推進	地方公共団体や関係団体等は、地域の実情に沿った情報や当該団体等の活動内容に即した情報を収集・整理し、より多くの国民が関心を持ち、また、活用できるよう、その提供に努める。	農林水産省	自治体における食育推進計画作成の推進	・地域が一体となって食育を実効的に進めていくための基礎となる食育推進計画について、参考資料集の活用等による普及啓発を行いながら、都道府県及び市町村における計画作成及び改定を推進している。
		関係省庁		・地域における食育の推進について、ホームページで紹介している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進	我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信し、「食育(Shokuiku)」という言葉が日本語のまま海外で理解され、通用することを目指す。 また、「食育ガイド(英語版)“A Guide to Shokuiku”」について、インターネット等を活用して海外に対する食育推進の普及啓発を図る。 さらに、海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。 このほか、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等の機会を積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進するため、官民合同の協議会を通じて、関係者が連携した取組を推進する。	外務省		・「食育ガイド(英語版)“A Guide to Shokuiku”」を日本事情発信ウェブサイト(Web・Japanホームページ)にリンク掲載して、海外に対する食育推進の普及啓発を図っている。
		農林水産省	食育基本法、食育推進基本計画等の海外に向けた発信	・食育基本法、食育推進基本計画等の英訳をホームページに掲載し、我が国の食育の理念や取組等を海外に向けて発信する予定である。
		農林水産省	食文化発信に向けた関係者が連携した取組の推進	・平成28年5月に有識者等による「日本食文化普及・継承のための官民合同協議会」を開催し、日本産農林水産物・食品の輸出拡大につながる日本食文化の発信に向けた行動計画である、「日本食・食文化魅力発信アクションプラン」を改定したところ。 今後、同プランに基づき、右記関係府省等が連携した農林水産物・食品の輸出戦略に沿った日本食・食文化普及の取組を推進していく。
国際的な情報交換等	国際的な情報交換等を通じて、食育に関する研究の推進や知見の相互活用等を図るため、海外の研究者等を招へいた講演会の開催や海外における食生活等の実態調査等を進める。 また、国際的な機関の活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。	外務省	国連食糧農業機関(FAO)への分担金	・国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出することにより、同機関が実施する栄養改善に関する事業や調査分析、情報提供等の取組へ貢献する。
			国連世界食糧計画(WFP)への拠出金	・国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて飢餓や栄養不足の問題等に関する情報提供や栄養改善事業の国際展開に取り組んでいる。
		外務省	食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム	・伊勢志摩サミットのフォローアップとして同シンポジウムを各国からの政府関係者や専門家の参加を得て開催することにより、国際的な飢餓や栄養不足の問題に関する知見の共有を行い、国民の認識を深めるとともに、栄養改善事業の国際展開に取り組んでいる。
		農林水産省	食品事業者等による栄養改善の国際展開推進事業	・平成28年度からFAOに拠出して、アフリカ・アジアの食品事業者等に対する栄養改善に関する啓発を行う講義・セミナーを開催している。

第3次食育推進基本計画の食育の総合的な促進にかかる施策の取組状況		取組 府 省 庁	取組の名称	取組の具体的な内容
項目	本文			
	さらに、国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対して、国民の認識を深めるために、その実態や国際的な機関による対策等の情報を積極的に提供するほか、栄養改善事業の国際展開に取り組む。	内閣官 房 農林水 産省	「栄養改善事業の国際展開検討チーム」報告書の作成・公表	・日本企業による栄養改善の取組を産学官の連携により促進することを目的とする「栄養改善事業推進プラットフォーム」の設立等を提言する「栄養改善事業の国際展開検討チーム」報告書を作成、28年7月に公表した。
		農林水 産省	栄養改善ビジネスの国際展開支援事業	・国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、官民連携の枠組である「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動支援や、栄養改善ビジネスに関する情報提供や助言等を行う。
		内閣府	海外有識者招へい及び海外のリスク評価機関との協力推進	・食品安全委員会は、食品安全の分野で国際的に活躍している海外の有識者を招いて、意見交換会や勉強会を開催している。また、海外のリスク評価機関との情報共有等の国際的な協力を推進するため、MoC(協力覚書)を締結、改定している。
		外務省	ハマディ・ディオップNEPAD天然資源管理・栄養食料安全保障プログラム長の招へい	・同氏による日本国内の食料流通施設や給食センター等食育関連施設への訪問を通じて、「食育」の対外発信に貢献する。また食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウムにおける議論への参加を得ることで、同氏が専門とする途上国における栄養改善の取組について紹介し、同分野に対する国民の認識を深めるとともに、栄養改善事業の国際展開にも貢献する。